

令和 6 年度
福崎町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福 崎 町 監 査 委 員

福監第 1 7 0 3 5 号
令和 7 年 8 月 2 7 日

福崎町長 尾 崎 吉 晴 様

福崎町監査委員 村 上 隆 文

福崎町監査委員 中 田 貴 子

令和 6 年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度 健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 8 日

第 3 審査の着眼点

審査の対象になった健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第 4 審査の実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第 5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3 実質公債費比率

13.2%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

88.8%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っています。

第 6 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため算出されていません。実質公債費比率は令和 5 年度から 0.9 ポイント上がって 13.2%となりました。将来負担比率は 88.8%となり、令和 5 年度と比べて 21.4 ポイント増加しています。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和 6 年度における本町の各指標は良好であり、財政状況は健全であるといえます。

しかしながら、基準を下回っているとはいえ、健全化判断比率は年を追うごとに高くなっており、本町の財政状況はより厳しさを増していると認識しています。

今後も、神崎郡ごみ処理施設の整備と、完成までの間の「くれさかクリーンセンター」から「姫路市市川美化センター」への可燃ごみの移送・焼却処理に伴う負担、中播消防署の移転建替え整備に伴う負担をはじめ、基幹町道の整備や各種インフラ施設の老朽化対応などに伴う費用の発生など、長期にわたり厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このような厳しい状況を踏まえ、持続可能な行財政構造確立のための方策を早急に取りまとめ、実行に移すとともに、各事業の実施にあたっても、常に効率性、費用対効果などの視点を持ちながら、業務運営に努めてください。

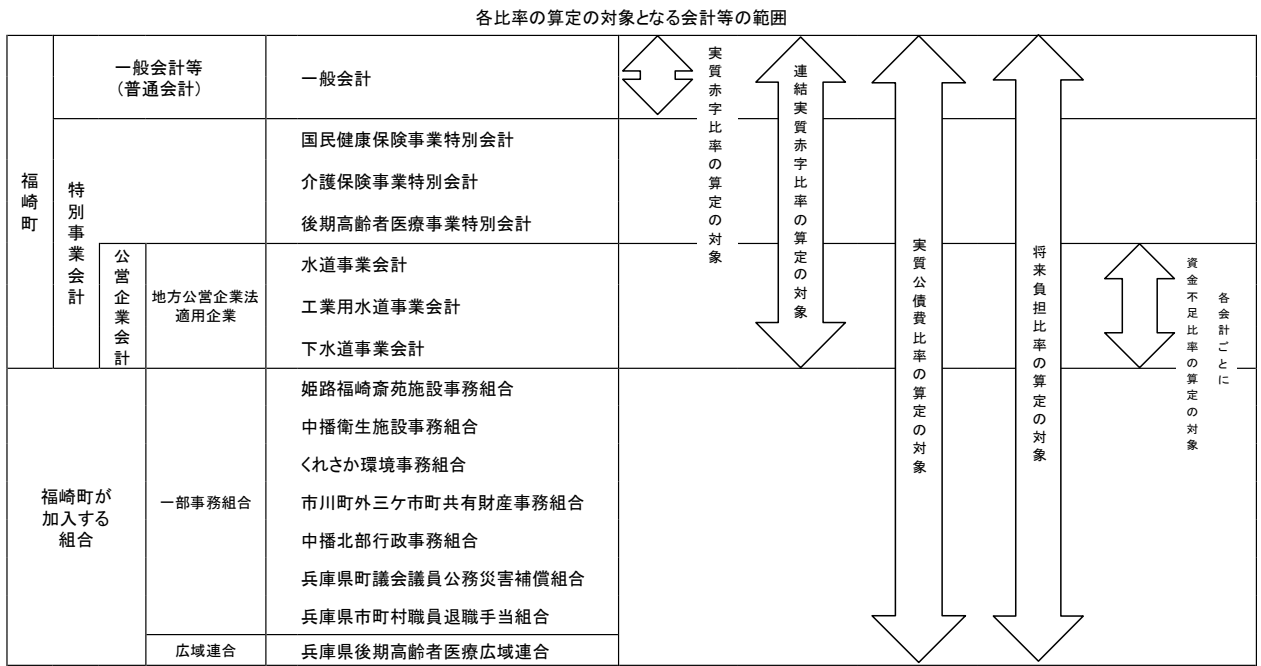
第7 健全化判断比率の状況

各比率の推移は、次のとおりです。

(単位: %)

健全化判断比率	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.50	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.50	30.00
実質公債費比率	9.8	9.8	11.2	12.3	13.2	25.0	35.0
将来負担比率	90.9	60.3	62.9	67.4	88.8	350.0	

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。



令和２年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

実質赤字比率

(単位:千円、%)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実質赤字額 [= a 1+ a 2+ a 3]A	△ 246, 199	△ 252, 062	△ 166, 905	△ 105, 278	△ 182, 774
繰上充用額a1	△ 272, 326	△ 299, 920	△ 179, 884	△ 131, 265	△ 190, 331
支払繰延額a2					
事業繰越額a3	26, 127	47, 858	12, 979	25, 987	7, 557
標準財政規模B	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816	5, 709, 938	5, 874, 657
A／B×100	△ 4. 51	△ 4. 35	△ 2. 96	△ 1. 84	△ 3. 11
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	14. 72	14. 55	14. 63	14. 59	14. 50
財 政 再 生 基 準	20. 00	20. 00	20. 00	20. 00	20. 00

令和２年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
連結実質赤字額 A [= a 1 + a 2 - a 3 - a 4]	△ 1,367,988	△ 1,409,598	△ 1,393,637	△ 1,352,045	△ 1,444,522
実質赤字合計額 a1					
資金不足額合計額 a2					
実質黒字額合計額 a3	325,425	303,022	233,961	173,507	246,430
資金余剰額合計額 a4	1,042,563	1,106,576	1,159,676	1,178,538	1,198,092
標準財政規模 B	5,451,381	5,786,538	5,629,816	5,709,938	5,874,657
A／B×100	△ 25.09	△ 24.35	△ 24.75	△ 23.67	△ 24.58
連 結 実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－
早 期 健 全 化 基 準	19.72	19.55	19.63	19.59	19.50
財 政 再 生 基 準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

令和２年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

実質公債費比率

(単位:千円、%)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
地方債の元利償還金 [= a 1-a 2-a 3]	A	967,786	1,048,573	1,116,182	1,079,049	1,041,237
一般会計等に係る公債費	a1	967,786	1,048,573	1,116,182	1,079,049	1,041,237
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額	a2	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額	a3	—	—	—	—	—
地方債償還に充当される特定 財源	B	7,577	9,210	11,332	6,763	10,678
公債費充当一般財源等額	A-B	960,209	1,039,363	1,104,850	1,072,286	1,030,559
地方債の準元利償還金	C	351,901	328,009	391,601	360,466	430,936
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額*算入額	D	878,452	849,530	830,277	806,104	797,359
単年度実質公債費比率算定式 の分子 A+C-B-D		433,658	517,842	666,174	626,648	664,136
標準財政規模	E	5,451,381	5,786,538	5,629,816	5,709,938	5,874,657
単年度実質公債費比率算定式 の分母	E-D	4,572,929	4,937,008	4,799,539	4,903,834	5,077,298
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D)		9.48316	10.48898	13.87996	12.77874	13.08050
実 質 公 債 費 比 率 (直 近 3 箇 年 平 均 値)		9.8	9.8	11.2	12.3	13.2
早 期 健 全 化 基 準		25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準		35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

令和２年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

(単位:千円、%)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
将来負担額 [= a 1+a 2+a 3+a 4+a 5+a 6+a 7+a 8] A	17, 527, 770	16, 731, 767	16, 145, 755	15, 707, 877	16, 086, 190
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	11, 512, 506	11, 349, 457	10, 776, 985	10, 302, 338	10, 327, 265
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	0	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額 a3	5, 039, 015	4, 456, 487	4, 453, 619	4, 470, 775	4, 812, 815
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額 a4	10, 786	0	0	33, 443	32, 396
退職手当負担見込額 a5	965, 463	925, 823	915, 151	901, 321	913, 714
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	—	—	—	—	—
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	2, 116, 305	2, 643, 801	2, 536, 507	2, 255, 899	1, 926, 750
充当可能特定収入 C	105, 839	102, 696	86, 316	70, 045	63, 312
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	11, 147, 899	11, 004, 673	10, 501, 937	10, 072, 853	9, 586, 099
実質的な将来負担額 A-B-C-D	4, 157, 727	2, 980, 597	3, 020, 995	3, 309, 080	4, 510, 029
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位: 円)	224, 730	161, 620	165, 055	182, 268	251, 746
標準財政規模 E	5, 451, 381	5, 786, 538	5, 629, 816	5, 709, 938	5, 874, 657
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	878, 452	849, 530	830, 277	806, 104	797, 359
将来負担比率算定式の分母 E-F	4, 572, 929	4, 937, 008	4, 799, 539	4, 903, 834	5, 077, 298
将来負担比率 (A-B-C-D)/(E-F)	90. 9%	60. 3%	62. 9%	67. 4%	88. 8%
早期健全化基準	350. 0%	350. 0%	350. 0%	350. 0%	350. 0%

令和 6 年度 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 8 日

第 3 審査の着眼点

審査の対象になった資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第 4 審査の実施内容

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第 5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった資金不足比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

第 6 審査の意見

各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、次のとおりです。

会 計 名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	経営健全化 基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
工 業 団 地 造 成 事 業 会 計	—	—				

(注1) 資金不足が発生していない場合、資金不足比率は算出されません。

(注2) 令和元年度から新たに工業団地造成事業会計が追加され、令和3年度に事業完了のため閉鎖しました。

第8 各公営企業会計の資金不足比率の推移

各公営企業会計の資金不足比率の推移は、次のとおりです。

地方公営企業法適用会計

1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 838,857	△ 900,693	△ 940,735	△ 992,358	△ 1,010,976
流動負債 a 1	108,690	78,578	71,252	266,913	274,231
控除企業債等 a 2	44,520	39,864	33,110	32,581	31,749
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	903,027	939,407	978,877	1,226,690	1,253,458
控除財源 a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	267,509	296,673	296,149	285,637	287,450
A / B × 100	△ 313.6	△ 303.6	△ 317.7	△ 347.4	△ 351.7
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

2 工業用水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 121,509	△ 131,190	△ 135,474	△ 134,010	△ 128,991
流動負債 a 1	9,360	10,619	10,463	10,948	26,644
控除企業債等 a 2	7,529	8,373	8,426	8,480	8,534
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	123,340	133,436	137,511	136,478	147,101
控除財源 a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	31,262	32,987	34,316	32,001	30,750
A / B × 100	△ 388.7	△ 397.7	△ 394.8	△ 418.8	△ 419.5
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

3 下水道事業会計

(単位:千円、%)					
区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 - (a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 82,197	△ 74,693	△ 83,467	△ 52,170	△ 58,125
流動負債 a 1	713,066	716,017	894,955	768,402	719,875
控除企業債等 a 2	593,604	593,826	591,280	600,954	590,829
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	201,659	196,884	387,142	219,618	187,171
控除財源 a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	391,510	387,485	393,152	387,141	387,303
A / B × 100	△ 21.0	△ 19.3	△ 21.2	△ 13.5	△ 15.0
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20